

静岡県人事委員会は、静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1228

静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の旅費に関する規則（静岡県人事委員会規則7-20）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後							
<p data-bbox="188 663 352 696">第9条 <u>削除</u></p> <p data-bbox="188 902 389 936">別表第3 （略）</p> <p data-bbox="272 949 699 983">1級の職務にあるとしない者の範囲</p> <table border="1" data-bbox="220 983 778 1178"><tr><td data-bbox="220 983 778 1032">（略）</td></tr><tr><td data-bbox="220 1032 778 1128">福祉職給料表1級5号給以上の者</td></tr><tr><td data-bbox="220 1128 778 1178">（略）</td></tr></table>	（略）	福祉職給料表1級5号給以上の者	（略）	<p data-bbox="842 613 1278 647"><u>（非常勤の者に対して支給する旅費）</u></p> <p data-bbox="805 663 1374 837">第9条 <u>条例第41条に規定する非常勤の者に対して支給する旅費は、条例第2条第1項第3号に規定する出張における旅費とし、常勤の職員の例により支給する。</u></p> <p data-bbox="805 902 1007 936">別表第3 （略）</p> <p data-bbox="890 949 1316 983">1級の職務にあるとしない者の範囲</p> <table border="1" data-bbox="805 983 1394 1178"><tr><td data-bbox="805 983 1394 1032">（略）</td></tr><tr><td data-bbox="805 1032 1394 1081">福祉職給料表1級5号給以上の者</td></tr><tr><td data-bbox="805 1081 1394 1131"><u>大学教育職給料表1級5号給以上の者</u></td></tr><tr><td data-bbox="805 1131 1394 1178">（略）</td></tr></table>	（略）	福祉職給料表1級5号給以上の者	<u>大学教育職給料表1級5号給以上の者</u>	（略）
（略）								
福祉職給料表1級5号給以上の者								
（略）								
（略）								
福祉職給料表1級5号給以上の者								
<u>大学教育職給料表1級5号給以上の者</u>								
（略）								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。